

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	4月8日	5月2日	5月31日	経済・産業	電気機械器具の電線(接地線)の太さを、国際規格に準じて、「導体サイズと同等以上」に見直す。	<p>&lt;要望&gt; 電気機械器具の電線(接地線)の太さを、国際規格に準じて、「導体サイズと同等以上」に見直す。 ※JIS規格は、IEC規格に準じているが、日本では法令が優先され、容認されていない。 &lt;理由&gt; 国内で使用する電気機械器具の電線(接地線)の太さは、「電気設備の技術基準の解釈」で示されているが、IEC規格やJIS規格との整合性が図られていない。 ※移動しない電気機械器具は、IEC規格では「相导体以上」となっており、日本規格の半分程度の太さの規格。 海外から電線を購入する場合、日本規格は特殊扱いとなり、追加費用が発生する。 電線(接地線)コストの軽減。 産業競争力における、諸外国とのイコールフットリング。</p>	民間企業	経済産業省	電気工作物による感電・火災の防止の観点から、電気設備の技術基準の解釈(方案)において、接地線に関する規定があります。 日本の一般的な施設方法による保護システムを用いた場合、電気設備の技術基準の解釈第17条が適用され、接地線の最小の機械的強度又は最小の断面積を満足することが必要となります。	対応不可	電気設備の技術基準の解釈第17条	<p>まず、御提案理由に書かれている電気機械器具が、電気事業法上の電気工作物に該当するかどうか不明ですが、電気工作物に該当しない場合、電気設備の技術基準の解釈は適用されません。 電気工作物に該当する場合でも、以下の理由から、御提案については対応できません。 実態上、日本の一般的な施設方法と、IEC規格の施設方法とは、事故時に感電・火災を保護するシステム(接地方式等)が異なるため、我が国では接地線に関するIEC規格を採用しておらず、電気設備の技術基準の解釈第17条で、接地線について、日本で行われている一般的な施設方法に応じた最小の機械的強度又は最小の断面積を規制しています。 御提案のようにIEC規格を採用した場合、事故時に十分に保護機能が発揮されず、感電・火災のリスクが上昇するおそれがあります。 なお、電気設備の技術基準の解釈によらない施設方法であっても、電気設備に関する技術基準を定める省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば施設は可能ですので、たとえIEC規格に応じた接地方式などの保護方式を採用した上で接地線の太さをIEC規格に準拠したものとする場合に安全面からの技術的根拠を示せるのであれば、施設していただくに結構です。</p>
2	3月22日	5月2日	5月31日	経済・産業	貿易保険の民間保険会社への開放の拡大	<p>貿易保険法第57条には、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該相手方によって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されているが、政府再保険を民間保険会社にも開放する。 【提案理由】 【現状】我が国が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。 【要望理由】このような場合について、民間保険会社が国の再保険を利用できるように検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会、日本経済団体連合会	経済産業省	我が国の貿易保険の実施体制については、平成13年4月に政府(経済産業省)から実施部門を分離し、外交行政法人日本貿易保険が創設され、貿易保険の実施機関として、外交上得られる情報も含めたカンタリリスク情報を踏まえたリスク審査、政府への政策的意欲の確認を含む引受事務、保険事故発生後における債権管理や回収等に係る事務等の実施業務を行っています。一方で、政府とNEXIとの再保険制度により、NEXIの引き受けるリスクのほとんど(約9割)は、政府の貿易再保険特別会社が引き受けており、国の事業として一体的な事業運営がなされています。	対応不可	貿易保険法第57条	<p>ご要望に配慮しつつ、現行法上可能な取組として、2011年1月より、一定の条件を設けた上で、日系海外子会社の第三国向け輸出等において、NEXIが日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受け(海外プロテクト)を行う新たな取組を導入しており、引き続きその積極的な運用を図って行きます。 また、民間事業者の事業機会拡大のため取組としては、利用者の利便性向上のため、NEXIと民間保険との協調保険や、NEXIから民間保険会社に対する業務委託等の措置を既に実施しています。 以上のほか、法制度の措置を要する取組については、今後、その必要性・妥当性を含め適切に検討してまいります。</p>
3	3月22日	5月2日	5月31日	経済・産業	大規模小売店舗立地法に基づく届出手続きの簡素化、迅速化	<p>【具体的内容】 ①新設届出における事前協議や交通協議、道路工事実施協議等を短期化すべきである。 ②新設および変更届出に際して届出書に添付する資料を削減すべきである。 ③変更届出における8ヶ月制限適用対象項目の運用を柔軟にするとともに、説明会の開催についても相対的軽減すべきである。 【提案理由】 ①大規模小売店舗立地法第5条1項に基づき、大規模小売店舗を新設する場合、都道府県に届けなければならない。しかし、届出までの事前協議や交通協議、道路工事実施協議等の長期化により、計画段階から開店までに1年半程かかるケースも多く、事業計画の見通しが立たない状況である。よって、事前協議・交通協議に要する期間を短縮すべきである。 ②大規模小売店舗立地法第5条、第6条に基づく届出に際して、届出書に添付する資料が多岐に渡るうえ、運用主体である都道府県において独自の様式が定められており、届出に係る手続きが非常に煩雑である。また、都道府県により提出部数や異なる、相当部数削減する必要がある都道府県もあるなど、出店者側の負担が大きい。よって、届出に際して添付する資料の様式及び部数を全国で一統すべきである。 ③大規模小売店舗立地法第6条に基づく変更届出について、大規模小売店舗立地法施行規則第3条第1項が定める項目に係る変更の場合、8ヶ月制限の適用対象となるが、変更内容の環境への影響度を勘案した運用とすべきである。例えば、駐輪場の位置を変更する場合、8ヶ月制限の対象となり、届出後8ヶ月経過するまで変更できない。法律では、第8条第5項において、4ヶ月の意見募集を経て、意見が無い旨を届出者に通知したときは、8ヶ月制限が解除されることとしているが、自治体によっては、本規定を全く活用していないところもあることから、本規定の積極的な活用を指導すべきである。また、駐輪場の位置変更や営業時間・荷捌き時間の変更に関して説明会の開催を求める自治体もあるが、施行規則第11条2項にもある通り、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であることが明らか場合は説明会開催が不要である旨を徹底すべきである。</p>	日本経済団体連合会	警察庁、経済産業省	<p>【警察庁】 ①設置業者は、大規模小売店舗立地法及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針において、大規模小売店舗の立地に伴う周辺の生活環境への影響について、予め十分な調査・予測を行い適切な対応することとされており、大規模小売店舗の立地を円滑に行うために、道路管理者や都道府県警察と事前協議を実施しています。 【経済産業省】 ①設置業者は、大規模小売店舗立地法第5条、および第6条に基づく届出に際して、届出書に添付する資料の様式・部数等は同法の運用主体である自治体の判断にゆだねられています。 ②大規模小売店舗立地法は、第8条第5項において、自治体が4ヶ月の意見募集を経て、意見を有しない旨を通知したときは、8ヶ月制限が解除されることとしています。また、同法施行規則第11条第2項において、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない自治体が認める変更の場合は、説明会を不要とできることとしています。これらの規定の活用状況は法運用主体である都道府県の判断にゆだねられています。</p>	現行制度下で対応可能	<p>【警察庁】 ①大規模小売店舗の立地に伴って、新たに交通渋滞等の交通障害が発生するおそれがある場合には、十分な対策をとる必要が認められるにもかかわらず、設置業者が十分に配慮されていないため、協議が長期に及ぶ例も見られるところます。 警察においては、交通の安全と円滑を確保しつつ設置者の負担が過度のものとならないよう、これらも引き続き可能な限り協議の短期化に努めてまいりますので、協議の前提として設置者側においても立地に関する十分な調査・予測並びに対策案の検討をお願いします。 【経済産業省】 ②大規模小売店舗立地法第5条及び第6条に基づく届出書への添付書類については、法運用主体である都道府県において届出事項を補正し、届出事項について適切かどうかを判断するために必要なものです。それを踏まえ、届出書に添付する資料の様式・部数等は都道府県の判断にゆだねられていますが、一部の地方では統一の様式を利用するなど、届出者への負担を軽減する取組を行っているものと認識しており、都道府県にプロク会議の場でのQ&amp;Aを配布する等の方法により、そのような事項についての情報を提供するなどで対応します。 ③大規模小売店舗立地法第6条に基づく変更の届出に対する都道府県の意見の通知までの期間は、届出書等の内容について、市町村等から聴いた意見に照らし、指針を勘案した上で当該大規模小売店舗が周辺の地域への生活環境へ及ぼす影響から意見を有無を判断するための期間として想定されています。従って、第8条第5項の規定により意見を有しない旨の通知を届出者に対してした場合は、第6条第4項による8ヶ月制限は適用されないとして規定されている旨を都道府県に対して適切に情報提供することで対応します。 また変更届出があった場合、周辺住民等に対し、公告・縦覧された届出書の内容についてより一層の周知を図るため、説明会を開催することがありますが、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない都道府県が認める場合は、第7条第1項による説明会を不要とする旨を都道府県にプロク会議の場でのQ&amp;Aを配布する等の方法により適切に情報提供することで対応します。</p>	
4	3月22日	5月2日	7月31日	経済・産業	協同領域に特許制度の検討	<p>【具体的内容】 特許法は、特許権者に差止請求権を付与している(特許法第100条)が、様々な技術やサービスの基盤となる領域(協同領域)においては、特許権者の差止請求権の行使がイノベーション創出を阻害する可能性があるため、協同領域に相応しい新しい権利体系を検討すべきである。具体的には、差止請求権は無いものの損害賠償請求権や対価請求権がある領域(いわゆるソフト)に創設することも検討すべきである。同様の問題意識から、第三者の実施許諾を拒否しない旨を宣言または登録する「ライセンス・オブ・ライต์」制度の導入についても検討する必要がある。 【提案理由】 現在の特許法では、権利行使をする者が何人であれ、特許権を侵害する者に対して、その侵害の差止請求を行うことができる。医薬品分野や機能性材料のように、一つの製品に含まれる特許数が少数で、基本特許を取得すれば独自の市場を形成できる分野においては、このような制度は依然として有効に機能している。しかし、エレクトロニクス製品のように、一つの製品に多数の特許が必要で、単独でそれら全てをカバーすることができます。他社とライセンスをしなければならぬ分野においては、権利者の権利行使が経済社会的な弊害となり、イノベーションの阻害につながる場合もある。こうした場合には、差止請求権を一定程度制限する権利体系も検討する必要がある。こうした将来を見据えた新しい構想は、わが国が世界の知財制度の議論をリードすることにつながり、イノベーションのハブとしての魅力向上にもつながる。なお、こうした権利体系は、現行制度の廃止ではなく、現行権利体系と併存させて「複様型特許法」とすることが必要である。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省	<p>現行特許法第100条により、特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防の請求をすることができず。 また、現行特許法第27条、特許登録令等の法令において、特許原簿への登録事項として、第三者の実施許諾を拒否しない旨を宣言又は登録することは規定されておらず、特許掲載公報においては、権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載申込みが可能となっており、「特許権者において、権利譲渡・実施許諾の用意がある。」旨の掲載をすることが可能となっております。</p>	検討	特許法	<p>差止請求権を制限する制度設計については、TRIPS協定第27条第1項及び第28条において、特許には排他的権利を付与することが規定されており、同協定の改正が必要となります。このように、グローバルな知財システムに係る議論であるところ、我が国独自の制度設計ではなく、国際的な知財制度調和ととりつつ検討を行うことが必要となります。よって、これを踏まえて、平成26年度において、適切な差止請求権の行使のあり方について調査研究を行っている予定です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
5	3月22日	5月2日	7月31日	経済・産業	職務発明制度の見直し	<p>【具体的内容】 個々の企業では、自社の判断で国内外を対象に各種のインセンティブ制度を設けているところでもあり、わが国の職務発明制度については、発明の法人帰属、あるいは自由契約化等を含め、「知的財産推進計画2012」にも挙げられているとおり、再改定に向けた本質的な検討を行い早期に結論を得るべきである。</p> <p>【提案理由】 現行の職務発明制度(特許法第35条)は、職務発明について使用者等に特許を受ける権利等を継承等させる代価として、従業者等は「相当の対価」の支払を受ける権利を有する。「相当の対価」の額の算出にあたっては、使用者等と従業者等との間の取り決めが不合理でない限り、その取り決めが委ねられる。不合理と認められるか否かは、合意に至る手続面を重視しつつ、対価を決定するための基準又は対価の額等の実体面の要素も補充的に考慮して判断する。対価の定めが存在しない場合又は不合理である場合、対価の額は「使用者等が受けるべき利益」及び発明完成に至る使用者等の「負担・貢献及び従業者等の処遇その他の事情」を考慮し決定される。しかし、裁判所が対価の額が不合理と判断した場合は、高額の対価が算定される可能性があり、「相当の対価」請求権が依然として経済上のリスクが残り続けている。また、そもそも対価請求権が従業者等にとって発明のインセンティブになっているか疑問がある。更に、従業者等のみ権利を有することが、集団での研究開発や、使用者等の研究開発投資、企業の国際的競争力等に悪影響を及ぼしており、特に欧米企業との連携を進める際に支障となっている。</p> <p>職務発明制度を再改定した場合、集団での研究開発意欲を高め、企業も安心して研究開発投資を行うことができるため、わが国企業の国際競争力を高めるとともに、海外企業との連携も進めやすくなり、オープンイノベーションが促進されることが期待される。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省	平成16年に特許法第35条を改正し、対価の決定を当事者間の自主的な取決めによることを原則とし、使用者にとって対価額の予測可能な取決めを認めることとし、従業者等に対する給付態様を高める法制度としております。そこで現行法は契約、勤務規則その他の定めにおいて職務発明に係る権利の承継等の対価について定めている場合には、その定めるところによる対価を「相当の対価」とすることを原則としています。	検討	特許法	平成25年度は、現行特許法第35条の下での各企業等の制度運用における課題について明らかにしつつ、当該課題が企業等の運用で解決できるものであるのか、また、解決できるとしても具体的などのような解決手法が存在するのかを明らかにするため、調査研究を行う予定です。この調査研究により、現行法では課題解決に専らとすることができない場合には、同条の改正について、その後検討を行います。
6	4月12日	5月2日	7月31日	経済・産業	マンション内の普通充電器整備	<p>&lt;要望&gt;普通充電器についても急速充電器同様、複数契約、複数引き込みを可能とする。(普通充電器の電気料金契約を他の電気料金契約と分けて結ぶことを可能にする。)</p> <p>&lt;理由&gt;マンション共用部(敷地)に対しては、1電力契約しか認められていないため、普通充電器の電気料金についても、共用部の電気料金と分けることが出来ず、以下のような課題あり。(1)普通充電器の設置・利用により管理組合が負担する共用部の電気料金が上昇するため、管理組合の納得を得ることが難しい。(2)普通充電器による電気料金を把握することができず、利用者から正確な料金を徴収することが困難。</p> <p>&lt;効果&gt;マンションへの充電器設置のハードルが下がり、環境対応自動車の一層の普及が見込める。また、コンビニ等の商業施設、個人数地等を活用した充電器設置ビジネス等の新産業の創出を図ることができる。</p>	民間企業	経済産業省	電気自動車専用急速充電器(以下、「急速充電器」)については、電気自動車を政策的に普及させる必要があるという特別な事情により、電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める条件を満たす場合であって、当該設備に係る電気の使用が又は供給の相手方から当該設備の設置に際して電気事業者に申出があったときは、特需需要場所としての一需需要場所となすこととしております。	対応不可	電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号	急速充電器の設置に当たっては、既存の需給契約量を低圧から高圧に変更する必要があるケースがあり、その場合には受電設備(キュービクル)を新設する費用負担が必要家側に生じるなど、電気自動車の普及の妨げとなりにかねないこと等の理由から規制緩和を行いました。普通充電器については、急速充電器のような弊害が生じないことや設置・使用により電気料金が増えるのは当然のことである他、複数契約にすることにより複数の基本料金を負担することになり、結果的に負担の増加につながるものと考えらることに加え、普通充電器に係る電気料金の把握については、子メーターを取り付けることによって把握する事が可能となること等から、提案いただいた内容については制度上措置する必要がないものと考えております。
7	5月15日	6月6日	7月31日	経済・産業	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和	<p>地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化の中で、その機能を最大限に発揮するため、地域の実情に応じて自由な組織編成と活動を可能にする必要があることから、商工会議所法を以下のように見直すこと。</p> <p>○商工会議所法の認可事項に関する手続き(定款変更の一部)を認可制から届出制に緩和すること。</p> <p>○各地商工会議所および日本商工会議所の役員定数の基準について、地域の実情に応じ自由度を拡大すること。</p> <p>○各地商工会議所の議員定数の基準について、地域の実情に応じ自由度を拡大すること。</p>	日本商工会議所	経済産業省	<p>○定款記載事項の変更については、認可制となっています。なお、商工会議所法施行令第7条により、法第25条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものを除き、都道府県知事が処理する事務となっています。</p> <p>○役員定数の基準については、・商工会議所に会頭1人、副会頭4人以内及び専務理事1人を置くこととしてします(商工会議所法第32条)。また、日本商工会議所においては、会頭1人、副会頭5人以内、専務理事1人、常務理事4人及び理事4人以内を置くこととしてします(商工会議所法第69条)。</p> <p>○議員定数の基準について、30人以上150人以内において定款で定めることとしています(商工会議所法第42条)。</p>	検討	商工会議所法、商工会議所法施行令、商工会議所法施行規則	<p>○定款記載事項の変更を認可制から届出制に緩和することについては、現在、地方分権の検討状況も踏まえつつ、可否について検討しています。</p> <p>○役員及び議員の定数の基準については、商工会議所の会員数の規模等を踏まえ、見直しの可否を含めて今後検討します。</p>
8	5月27日	6月6日	7月31日	経済・産業	航空機製造事業法に定める特定設備に関する規制の廃止	完成機の型式区分ごとに許可対象となっている製造用設備の許可制度を廃止する。	愛知県名古屋商工会議所中部経済連合会	経済産業省	<p>航空機又は特定機器(エンジン等の装備品)の製造又は修理の事業を行うとする者は、経済産業省令で定める事業区分に従い、各工場ごとに経済産業大臣の許可が必要です。</p> <p>事業許可の要件(法第2条の5)として、事業に使用する特定設備の能力や数の妥当性、事業者の経理的基礎、製造又は修理の能力が過大にならないかを確認し、事業の許可を行っています。</p> <p>また、許可事業者は、事業の用に供する特定設備を生産技術上の基準に適合するように維持しなければならない(法第2条の9)と定められています。</p>	その他	航空機製造事業法第2条の3第1項第三号	<p>航空機産業は、高度な技術や高い安全性が求められる産業となっており、過当競争の排除、十分な技術や設備を有しない事業者の乱立防止や組織運営を促すため、航空機製造事業法において、航空機及び航空機用機器の製造・修理の事業を規制し、我が国航空機製造の生産技術の向上を図っています。</p> <p>今回の御提案内容については、提案理由の記載がないため、趣旨が不明の箇所がありますが、仮に航空機等製造・修理事業者の負担軽減を行ってほしいということであれば、現在、経済産業省では、事業者の負担軽減に向けた運用の見直し(特定設備の見直し等)を行っており、今秋までを目途に必要な省令等の改正を実施する予定となっております。</p>
9	4月8日	7月9日	7月31日	経済・産業	電気機械器具の防偽認証に関する規制の国際規格との整合性	<p>&lt;要望&gt; IEC規格に準じて、日本も機器単体の試験・評価を採用する。また、単純機器は構成部品に組み込まれた場合でも認証を不要とする。 ※JIS規格はIEC規格に準じているが、日本では法令優先で、容認されていない。</p> <p>&lt;理由&gt; 引火物質の蒸気等を扱うエリアで、電気機械器具を使用する場合、防偽認証の取得が必要となる。日本は、機器単体ではなく、構成部品全体(組合せ)の試験・評価が必要で、構成部品が変更される度に、全構成部品の再試験・再評価が必要。</p> <p>一方、海外では、IEC基準に基づき、組合せではなく、機器単体での試験・評価を採用している。更に、単純機器(電気的パラメータが明確でエネルギーが低(本質安全性を損なわない機器)は、本業認証が不要だが、日本は構成部品に組み込まれると、単純機器でも試験・評価が必要となる。</p> <p>&lt;効果&gt; 試験・評価における企業負担(コスト・手間等)の軽減。産業競争力における、諸外国とのイコールフットリング。</p>	民間団体	厚生労働省	<p>引火物質の蒸気等を扱うエリアで、電気機械器具を使用する場合、労働安全衛生法第44条の2に基づく防偽性能の検定に合格する必要があります。この場合、日本では、構成部品単体ではなく、構成部品全体(組合せ)としての試験・評価が必要となります。</p>	対応不可	労働安全衛生法第42条、第44条の2、労働安全衛生規則第280条	<p>電気機械器具(組合せ)の試験・評価は、使用段階における危険の有無を判断するために必要なもので、IEC規格においても、機器単体を組み合わせた電気機械器具の場合には、電気機械器具全体としての防偽性能を確認するための試験・評価が機器単体の試験・評価とは別に必要になりますので、IEC規格に準じて、機器単体の試験・評価のみとするにはなりません。加えて、IEC規格の認証を受けた機器単体については、組み合わせたときの試験・評価の一部を省略することを可能としているため、日本の防偽性能の検定に機器単体の試験・評価を導入する必要性が高いと考えています。</p> <p>また、単純機器については、単体では危険性がなくとも組み合わせたときには危険性が及ぶため、組み合わせたときに試験・評価をする必要があり、IEC規格でも同様の考え方となっています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
10	4月16日	7月9日	7月31日	経済・産業	事後員外貸出に関する法解釈の明確化	地区外へ転居(法定脱退事由に該当)した者に対して、組合員であった間に行った貸出が、員外貸出または員外貸出のいずれに該当するのか、法律上の取扱いを明確にすること。 【提案理由】信用組合が業務として行うことのできる貸出(貸付及び手形の割引)は組合員に対して行うものに限られている。したがって、組合員に対して貸出を実行した後、当該組合員が地区外に転居する等により組合員資格を失い、組合員でなくなった場合には、新規の貸出はできなくなるが、残存する貸出金についてどのように取扱えば良いかが実務上問題となる。これが直ちに法令違反となるかどうかについては、信用組合法上は、組合員であることが貸出実行時における要件なのか、それとも貸出存続の要件なのか明確になっていない。このため、貸出実行時において組合員資格を有していたものが、その後の住所、居所、事務所あるいは勤務先の地区外への移転等により組合員資格を喪失した場合の既存の貸出(いわゆる事後地区外貸出)について、実務上の取扱いにつき疑義が生じるところである。また、地区外へ転居したことを理由に既存貸出の一括返済を求めるのは適当ではないため、現状では、新規貸出は行わず、既存貸出の当初の約定期限まで借替・回収を行っている。こうした実務上の実態を踏まえ、地区外へ転居(法定脱退事由に該当)した者に対して、組合員であった間に行った貸出が、員外貸出または員外貸出のいずれに該当するのか、法律上の取扱いを明確にして頂きたい。	全国信用組合中央協会	金融庁	信用組合の貸出については、組合員に対する貸出が原則であり、地区外へ転居した貸出実行時の有資格者に対する員外貸出は認められていません。	検討	中小企業等協同組合法第9条の8第2項第5号、号中小企業等協同組合法施行令第14条	平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」においては、規制緩和と要望等については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、制度設計を図ることとされています。信用組合は、地区内の組合員への貸出が原則であり、員外貸付は組合員への貸付等の業務の遂行を妨げない範囲内で、限定的に認められているものであり、本要望についても、十分慎重に検討する必要があります。
11	4月16日	7月9日	7月31日	経済・産業	自治体向け貸出規制の緩和	信用組合の自治体向け貸出について、総貸出の20%までとする量的規制(員外貸出規制)を撤廃すること。 【提案理由】地元の地公体は、信用組合の営業地域に在している。地公体の使命も、協同組織金融機関である信用組合の使命も、地域における生活者の向上、地域経済の活性化等にあり、特に信用組合は、地元地域からの預金をその地域に還元(融資)し、地域社会の一員として地域や企業の問題解決に日々取り組んでいる。信用組合が地方公共団体と共に地域を支えていくためにも、地方公共団体に対する貸出を総貸出の20%までとする量的規制(員外貸出規制)を撤廃することについて、制度上の措置を講じて頂きたい。	全国信用組合中央協会	金融庁	信用組合の自治体向け貸出については、総貸出の20%の範囲内において員外貸出として認められています。	検討	中小企業等協同組合法第9条の8第2項第5号、中小企業等協同組合法施行令第14条	平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」においては、規制緩和と要望等については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、制度設計を図ることとされています。信用組合は、組合を構成する組合員たる中小企業者等の相互扶助を目的とするものであり、組合員以外の者に対する貸付の限度額の拡大については、十分慎重に検討する必要があります。
12	4月16日	7月9日	7月31日	経済・産業	脱退組合員の出資持分の一時取得	組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合には、信用組合が一時的にその出資金を譲り受けられることとする。 【提案理由】組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第61条により禁止されている。現行の法制度では、組合員(脱退者)の持分は、脱退した事業年度末における組合財産が確定された後、総代会の承認をもって払戻することとなる(中小企業等協同組合法第20条)したが、この際、当該組合員からの出資持分の払戻要求に応えることができます。長期にわたる不利益な状況を生じさせている、出資持分を組合が取得できるようになれば、組合員の利益を阻害しているこのような状態を回避することができることから、組合員の脱退に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合には、信用組合が一時的にその出資金を譲り受けられることについて、制度上の措置を講じて頂きたい。	全国信用組合中央協会	金融庁	組合員の出資金を信用組合が取得することについては、脱退者の一時取得を含めて禁止されています。	検討	中小企業等協同組合法第18条、第20条、第61条	平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」においては、規制緩和と要望等については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、制度設計を図ることとされています。脱退金債・組合員の持分の取扱いは、それぞれ信用金庫及び信用組合の協同組織金融機関としての性格の相違等を前提に定められていることから、本要望について、十分慎重に検討する必要があります。
13	5月15日	6月6日	7月31日	経済・産業	特許審査の迅速化とスーパー早期審査の対象拡大	わが国企業が海外企業とのグローバル競争を勝ち抜くため、特許審査の迅速化を図るとともに、特に海外展開を図る可能性がある中小企業の出願にも幅広く「スーパー早期審査」を認めること。	日本商工会議所	経済産業省	特許出願が早期に審査を受けられる制度として、早期審査及びスーパー早期審査があります。早期審査制度は、研究開発成果の早期活用やグローバルな経済活動等に対する支援を目的とし、出願人の早期権利取得ニーズにより適切に応えるため、一定の要件を満たす出願には通常の出願に比べ早期に審査を行う制度です。申請から平均1.7か月で審査を受けることができます。中小企業の出願は、全て早期審査の対象となります。さらに、早期審査の対象となる出願の中でもより重要な案件については、スーパー早期審査制度を利用することにより早期審査よりさらに早いタイミングで審査を受けることができます。このスーパー早期審査制度は、「外国関連出願」かつ「実施関連出願」である出願を対象としております。	その他	—	通常、審査を開始するまで16.1か月かかる。早期審査では、申請頂いてから平均1.7か月で審査を開始しています。中小企業からの出願全てに対し、この「早期審査」が可能となります。また、特に早期の審査開始が必要と認められるもの、具体的には「外国関連出願」かつ「実施関連出願」の出願は、「スーパー早期審査」の対象となります。今後、他の出願人との公平性を担保しつつ、上記以外にスーパー早期審査が真に必要な具体的な類型がある場合にはスーパー早期審査の対象を変更するなど、ユーザーのニーズに対応した制度の拡充を図ってまいりたいと考えております。
14	5月10日	6月6日	7月31日	経済・産業	優れた提案者へのインセンティブを考慮した入札制度の見直し	中小企業からの優れた提案を促すため、提案者自身による受注を優先させるなど、入札制度の見直しを図るべきである。 【提案理由】現状、「中小企業者に関する国等の契約の方針」により、中小企業者の受注機会を確保する取り組みが行われているが、中小企業の側から提案を行った場合の特段の配慮のないように見受けられる。中小企業が各省庁に提案を行っても、国からの発注は競争入札となり、提案した企業も他企業と同一条件で入札せざるを得ないため、提案に対するインセンティブが働かない。	(社)日本画像情報ネット協会	財務省 経済産業省	国が発注する契約は、最低価格落札方式が原則(会計法第29条の6第1項)ですが、契約の性質又は目的から価格のみによる競争により難しいものについては、財務大臣協議で定めるところにより、総合評価落札方式によることが可能(会計法第29条の6第2項)であり、価格以外の条件を勘案して契約の相手方を決定することができます。また、政府は、「官公需」についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、毎年度「中小企業者に関する国等の契約の方針」を策定し、官公需における中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図ることとしています。さらに、今年度の方針において、国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用により、評価の際に価格以外の要素を適切に評価することとしています。また、物件等の発注に当たり、可能な限り商品等を種類ごとに分発することや、契約期間を一定期間ごとに分割する等の分発・分割発注を行う等、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるよう工夫を努めること等の措置事項を盛り込んでいます。	現制度で対応可能	会計法第29条の6官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法) 中小企業者に関する国等の契約の方針(国等の契約の方針)	総合評価落札方式においては、価格以外の条件を勘案して契約の相手方を決定することが可能であり、現行の会計法上、対応が可能です。また、「国等の契約の方針」においては、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫に努めることとしており、同内容を国等に対し、引き続き、周知・徹底することで、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保を図っております。具体的には、7月～8月に全国47都道府県、50か所で説明会を開催する等を通じ、各府省の地方支分部局等、地方公共団体に対して、本方針の周知・徹底を図ることとしております。





規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
24	10月16日	12月6日	1月17日	経済・産業	電気事業法等エネルギー三法における引用規格に関する適用の見直し	<p>【要望の具体的内容】 電気事業法等エネルギー三法の「技術基準の解釈」等で引用されている「年度が付されたJIS規格」は、あくまで例示に過ぎず、例示されていないものでも、十分な安全水準が確保できる技術的根拠があれば認められる旨を周知徹底すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 電気事業法等エネルギー三法は、省令において、設備が満たすべき技術基準を定め、別途、「技術基準の解釈」において、当該省令が満たすべき技術的内容を、年度を付したJIS規格を用い具体的に例示している。このJIS規格には何世代も前の過去の規格のまま改正されていないものもある。「技術基準の解釈」では、前文において、「省令に定める技術的要件を満たすべき技術的根拠があれば、省令に照らして十分な安全水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するもの」とされている。また、資源エネルギー庁監修の「発電用火力設備の技術基準 省令・告示及び解釈(解説)」においても、「解釈に示さないものについては、省令に適合するものであるか否かの技術的検討を設置者の責任において行うこととし、国は技術的基準に適合しないものであることが客観的に明白である場合を除き、「技術基準」に適合しないものではない」とも、届出された工事計画が適合すると判断することとなる」とされている。</p> <p>それにも関わらず、「技術基準の解釈」で示された規格に拘束した運用が行われる場合があり、何世代も前の過去の規格を使用するが、または膨大な説明が求められる、という事例が生じている。例えば、JIS 7S-15-99と表記されるフランジ規格は、対応する米国規格ASME B16.5の改正に合わせ、これまで2005年、2011年に改正されてきた。これは、技術の進歩等によるものであり、2011版は1999版のフランジに比べより合理的な設計基準となっている(同じ設計条件でもより軽量・安価とできる)。既に海外では最新ASMEに適合した安価な製品が広く普及し実績を得ているが、日本でJIS 7S-15-2011の採用が認められないという不合理が生じている。「技術基準の解釈」の弾力的な運用が図られれば、技術の進歩を踏まえ、より高性能な設備の採用が可能となり、安全性の向上・コストの抑制に資することとなる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	「技術基準の解釈」では、前文において、「省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に照らして十分な安全水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するもの」とされている。このため、「技術基準の解釈」で引用しているJISと年度が同一でなくても、省令に照らして十分な安全水準の確保が達成できる技術的根拠が確認できれば省令に適合すると判断することになります。なお、ここでいう省令が求める十分な安全水準とは解釈に規定する安全水準同等のレベルを指します。	現行制度下で対応可能	電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法(発電用火力設備の技術基準の解釈)(経済産業省、20130507商第2号別紙)第13条(フランジ)第1項の2、及び三、など)	「技術基準の解釈」等についてはHPIに既に掲載し周知を図っており、また、JIS規格等の最新のものを取り入れるべく例示基準の改正も適宜実施しているところですが、今後十分な安全水準が確保できることが確認された場合には例示基準の改正等の検討を行います。「例示されていないものでも、十分な安全水準が確保できる技術的根拠があれば認められる」という運用が行われていない。具体的な事例があれば、ご提案頂いたとおり、運用について周知徹底を図ってまいります。	
25	10月16日	12月6日	1月17日	経済・産業	保安管理業務に関する各産業保安監督者の見解の統一	<p>【要望の具体的内容】 経済産業省および産業保安監督部等(北海道産業保安監督部、関東東北産業保安監督部、関東東北産業保安監督部東北支部、中部近畿産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部近畿支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督部、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、九州産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所)における、保安管理業務に関する申請方法、届出書の記載内容、見解の統一を求める。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならぬ(電気事業法第42条)。また、保安の監督をせざるため、主任技術者を選任しなければならぬ(同法第44条)。ただし、一定の基準を満たせば承認を受ければ、上記にかかわらず、主任技術者を選任しないことができる(電気事業法施行規則第52条第2項)。その基準のうち、無停電年次点検については、法令に記載された同一の保安管理業務にも関わらず、届出方法、申請書(保安管理業務外部委託承認申請書等)の記載内容、内規の解釈等が10の所の産業保安監督部(支部等を含む)で異なっており、手続の統一性を欠いている。</p> <p>＜要望理由＞ このため、書類改定などの手続の軽減、各産業保安監督部の解釈に応じた個別の対応をとる必要性があるため本要望により、事業者の負担が軽減される。具体例としては、内規4.3(ロ)では「接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈17条に規定された値以下であることを年次点検で確認する旨の規定がある。この解釈が各産業保安監督部で異なっており、「規定値以下で足りる場合の他、「規定値の70%以下」を求められる場合がある。このような手続の対応の違い、作業の非効率化・遅延、事業者あるいは店舗の出店計画の遅延につながる場合がある。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ 本要望が実現すると解釈の統一は1カ所で済み、書面の統一等、申請作業の効率化が図れ、迅速な顧客サービスが提供できる見込となる。</p> <p>また、地域間の最良とよび、全国展開を行っている事業者においては、設備保守予算管理計画の画一化や契約書および申請書等の管理運用の作業等の内部事務の効率化が図れる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	無停電年次点検(停電点検の延伸)については内規で定められています。届出先は、電気事業法施行令第9条に基づき、設備を管轄する産業保安監督部が窓口となります。また、要望内容にある「無停電年次点検については、平成25年9月30日付け「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」における停電年次点検の延伸に係る要件の明確化について」において、判断基準を明確化しています。	現行制度下で対応可能	電気事業法施行規則第52条第2項(主任技術者制度)の解釈及び運用(内規)	「制度の現状」に記載したとおり、要望内容にある「無停電年次点検」については、平成25年9月30日付け「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」における停電年次点検の延伸に係る要件の明確化について」において、判断基準を明確化し、各産業保安監督部に周知の上、HPで公開しています。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/09/250930-2.html">http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/09/250930-2.html</a>	
26	10月16日	12月6日	1月17日	経済・産業	多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し	<p>【要望の具体的内容】 多目的ダムにおいて、発電事業者に管理権限のない共同施設については、電気事業法上の電気工作物に該当しないこととすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 河川法では、多目的ダムにおける河川管理施設とその他工作物(発電所等)の管理の方法について、それらの所有者である自治体、発電事業者、用水関係者等が協議して決めることとしている。協議の結果、洪水吐ゲートによる治水操作等については、発電事業者以外が権限を持ち、河川管理者の指示のもと、維持・管理を行っており、発電事業者は、その管理権限を持っていないのが実態である。しかし、電気事業法では、洪水吐ゲート等の共同施設も電気工作物と見なされる。そのため、発電事業者には、洪水吐ゲート等の共同施設について、その管理権限がなくても、電気事業法上の工事計画の届出や安全管理審査等が求められており、管理実態に合った法制度になっていない。</p> <p>なお、特定多目的ダム(国土交通大臣が管理)では、洪水吐ゲート等の共同施設は、管理実態が上記の多目的ダムと変わらないにもかかわらず、電気工作物と見なされ、また、これにより特設の支障も生じていない。</p> <p>そこで、発電も目的の一部としている多目的ダムにおいて、発電事業者に管理権限のない共同施設については、電気事業法上の電気工作物に該当しないこととすべきである。これにより、管理実態にあった法制度になると同時に、発電事業者の事務負担も軽減される。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	発電設備を含む多目的ダム(特定多目的ダムを除く)の共同施設は電気工作物であることから、電気事業法による各種規制を行っております。	検討を予定	電気事業法 第24条、第17条、第44条	多目的ダムは、治水、発電などいくつかの用途を兼ねたダムであり、関係者による共同所有物です。このため、発電事業者においても共同所有者として、管理責任があります。他方、河川法第17条により「関係者で協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行うことと定めていますが、この規定に基づき関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって発電事業者が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続きの簡素化等を検討してまいります。	
27	10月16日	12月6日	1月17日	経済・産業	武器等製造法の手続き緩和	<p>【要望の具体的内容】 契約(工事)書の届出を省略し、年度毎に会社(事業所)単位で届出を出す制度とすべきである。修理などの緊急処置においても、届出を簡略化すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 武器の製造請負・受託契約を締結しようとする者は、あらかじめ、請負・受託の報酬等経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。このため、現状は契約(工事)書の届出届を出行、締結していただくこととなっているが、手続を簡略化し、年度毎に会社(事業所)単位で計画されている工事についてまとめて届出を出すことができるようにすべきである。</p> <p>修理などの緊急処置における届出については、事後的な届出を認めることとし、作業に支障をきたさず緊急工事へのスムーズな対応を可能とすべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	入札の結果等により事業者と官公庁等との間で契約が明確になった段階で、事業者から契約の相手方、武器の種類別及び規格別の数、対価、支払の方法などを記載した書面を契約前に予め提出して届け出ることとなっています。	前段は現行制度下で対応可能/後段は検討を予定	武器等製造法 第16条	この法律では、事業活動の調整と、あらかじめ武器の製造(「修理」を含む。)事業の開始、武器の種類の変更、設備の新増設について許可制とすることにより生産分野を確定し、需給のアンバランスから生じる国民経済的損失を防止するとともに、個々の受注について、その契約内容を予め経済産業大臣に届け出ることによって、事業活動の調整に万全を期し、国民経済の健全な運行に寄与しています。契約を結ぶかどうかは、入札での状況次第ですが、可能な範囲で年度毎に計画されている契約をまとめて提出することは問題ありません。緊急措置における対応については、届出事項はあくまで契約内容の一部であり、契約前に届出をすることにより、支障が生ずるのかは検証が必要と考えます。(必要に応じ、例えば、電子申請による方法等を今後検討します。)	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
28	10月28日	12月24日	3月31日	経済・産業	クリーニング	一般衣料のクリーニングは家庭で洗濯する場合とクリーニング店に依頼する場合に分かれますが、そのクリーニング店を開業する際に厚生労働省のクリーニング業法と各都道府県で定める条例によって営業許可を発行してもらうことでクリーニング所を開業することになります。それは、それぞれのクリーニング所にクリーニング従事者が存在し、お客様に適切に対応すること、クリーニング所最低限の面積(全ての都道府県ではなく条例で定められている地域)を確保しなくてはならない(なぜ一定の面積が必要なのか?また、なぜ条例で各地域がバラバラなのか?)。などの規制があります。私共はクリーニング所を無人化し、早朝や深夜でもクリーニングの受付やお返しを可能にする仕組みを構築し、駅やコンビニへ提案をしています。駅などにあるロッカーを受付用のBOXとお返し用のBOXに分けてご利用できる仕組みです。これを、千葉県や埼玉県、神奈川県など(特に千葉県は聞く耳もなく、東京都だけが23区バラバラですが一定のルールを守ればOK)は無人と受け渡しでロッカーということだけで、営業許可を認めてくれません。ロッカーは衛生的であり、便利であり、共働いで忙しい方々のためになる仕組みと思っています。また、各保健所の方々にも説明すると高評価をいただけるのですが「条例や法律があるため許可できない」と言われます。厚生労働省が制定したクリーニング業法も昭和60年に制定されたもので、現在の仕組みに全く合っていない。是非とも、クリーニング業法を現代に合った業法に変更し、クリーニング業者が現代の人々に合ったサービスを提供できるようにしてほしいと思います。	民間企業	厚生労働省	クリーニング業法第3条第3項により、営業者は、都道府県知事が条例で定める措置を講じなければならないものとされています。	現行制度下で対応可能	クリーニング業法第3条第3項	クリーニング業法は、クリーニング業について、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的とするものでありますが、クリーニング所において営業者が講じなければならない措置については、地域の実情に応じた対応が可能になるよう地方公共団体が条例により定めることができることとなっています。
29	2月10日	3月18日	3月31日	経済・産業	酒類販売業	【先の回答に対する再提案内容】 通信販売酒類小売業免許において全ての酒類の通信販売を可能とすべきである。  【提案理由】 財務省回答に「酒類の需給の均衡の維持」とあり中小酒類小売業者の保護を謳っているが、これまでの規制緩和の流れの中で幾度となく需給調整的な参入規制の廃止が閣議決定されており、また、酒販業界における既得権益保護は自由競争を阻害するものであることから、取扱酒類の制限を撤廃し健全な市場活性化を図るべきである。 また、同回答に、「未成年者の飲酒防止」との指摘があるが、既に通信販売酒類小売業免許要件において「未成年者で無いことを確認できる手段を講ずる」事とされており、これに対応することにより飲酒防止策を講じている。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	酒税法では、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のため、酒類の製造及び販売業について免許制を施行している。これらの免許を有する際には、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要がある場合に、製造する酒類の数量若しくは販売する酒類の範囲若しくは販売方法について条件を付すことができることとしており(酒税法1条第1項)。当該規定により、酒類販売業免許においては、その販売方法として「即売に限る」、「小売に限る」旨の条件を付しているところである。このうち、「小売に限る」旨の条件が付された酒類小売業免許は、さらにその販売形態において、インターネット等を介した通信販売より酒類を小売することが出来る通信販売酒類小売業免許との区分を設けています(法令解釈通達第2編第9条第1項関係8)。これは、酒類の需給の均衡維持の観点はもとより、酒類が数許料としての商品特性を有するところから、対価等を基本的な考えとして、未成年者の飲酒防止の観点から配慮して設けたものです。したがって、通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給の均衡維持や未成年者飲酒防止を目的とする。その販売する酒類の範囲を条件として、また、販売方法の条件として、酒類の購入者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限定することとしています。  (注)通信販売酒類小売業免許は、平成3年から運用を開始した免許区分であり、それ以前に一般酒類小売業免許を取扱った者については、通信販売を除く(注)の条件や、通信販売により販売する酒類の範囲の条件は付されていません。  なお、法令解釈通達において、通信販売酒類小売業免許とは、「2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格等の条件をインターネットやカタログ等により提示し、インターネット、郵便、電話等の通信手段により売買契約の申込みを受けて届付け指示した条件に従って酒類を小売することができる酒類小売業免許(注)1(法令解釈通達第2編第9条第1項関係8)。販売できる酒類は、国産酒類のうち、品目ごとの届付け数量がすべて3,000ml未満である製造者が製造、販売する酒類又は輸入酒類に限ることとしています(法令解釈通達第2編第10条第1項関係9)。	酒税法第9条、第10条第11号、第11条 法令解釈通達第2編第9条第1項関係8、第10条第11号関係4	通信販売酒類小売業免許の運用に当たっては、酒類が、他の物品と比較して、特に酒類に課される高率の酒税の保全が求められていることや飲酔飲料としての商品特性を有していることを踏まえると、酒類の需給の均衡の維持、未成年者の飲酒防止等について、十分配慮する必要があると認められます。 提案を実施した場合には、全体の酒類の消費量が増加することは期待できない中で、既存の中小酒類小売業者の経営面に与える影響が少なくないと考えられるほか、販売できる酒類の範囲の拡大に伴う未成年者飲酒等の問題を惹起することも考えられるため、慎重に検討していくことが適当と考えます。	